

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う省令・告示の整備について
(乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、要保護対策地域協議会関係抜粋)

I 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

II 改正概要

(1) 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業関係（平成21年4月1日施行）
【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第6条の2（略）

②・③（略）

④ この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑤ この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

① 乳児家庭全戸訪問事業関係（法第6条の2第4項関係）

<内容>

法第6条の2第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業は、原則として生後4か月に至るまでの乳児のいる家庭について、市町村長（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関を含む。）が当該事業の適切な実施を図るために行う研修を受講した者をして訪問させることにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。

② 養育支援訪問事業関係（法第6条の2第5項関係）

<内容>

法第6条の2第5項に規定する養育支援訪問事業は、要支援児童等に対する支援の状況を把握しつつ、必要に応じて関係者との連絡調整を行う者の総括の下に、保育士、保健師、助産師、看護師その他の養育に関する相談及び指導についての専門的知識及び経験を有する者であって、市町村長（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関を含む。）が当該事業の適切な実施を図るために行う研修を受講した者をして、要支援児童等の居宅において、これらの相談及び指導を行わせることを基本として行う事業をいう。

児童福祉法

第21条の10の2（略）

②（略）

③ 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

④（略）

<内容>

法第21条の10の2第3項の厚生労働省令で定める者は、次の一及び二に掲げる場合の区分に応じて、それぞれイ及びロに定める者とする。

一 乳児家庭全戸訪問事業の事務の委託を行う場合 次のいずれにも該当する者

イ 委託に係る事務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する人員を十分に有していること

ロ 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること

二 養育支援訪問事業の事務の委託を行う場合 次のいずれにも該当する者

イ 一のイ及びロに該当する者であること

ロ 要支援児童等の状況等に応じて、支援の目標及び当該目標を達成するための具体的な支援の内容を決定することができる体制を確保していること

【社会福祉法施行規則の一部改正】

<内容>

社会福祉法施行規則第16条においては、社会福祉事業についての福祉サービスを利用するための契約成立時の書面の交付義務を免除する対象を規定しており、児童自立生活援助事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業についても同条の規定に追加し、書面交付義務の対象から除外することとする。

(2) 要保護児童対策地域協議会関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第25条の2（略）

②～⑤（略）

⑥ 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

<内容>

要保護児童対策調整機関は、法第25条の2第6項の規定に基づき、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次のいずれかに該当する者を置くように努めなければならない。

- 一 保健師
- 二 助産師
- 三 看護師
- 四 保育士
- 五 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
- 六 児童福祉施設最低基準第21条第3項に規定する児童指導員